

かえて保育所 病児保育 疾患別受け入れ基準

疾患名	基準
インフルエンザ	発病後 3 日目から ※日数を数える場合は、発症した日を含まず、翌日を第 1 日と数える。
百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌薬による治療が終了していれば可
麻疹（はしか）	解熱後 3 日（72 時間）経過すれば可
おたふくかぜ（ムンプス・流行性耳下腺炎）	発病後 4 日目から ※腫れの症状が現れた日を 0 日とし、翌日から 1 日、2 日と数える。症状の回復傾向が見られたら可。
結核	受け入れ不可
風疹（三日はしか）	発疹が焼失後は利用可
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化したら利用可
プール熱（咽頭結膜熱）	受け入れ不可
はやり目（流行性角結膜炎）	受け入れ不可
ヘルパンギーナ	発症後 1 日目から可、症状が安定していれば利用可
溶連菌性咽頭炎	抗菌薬を飲み始めていれば利用可
腸管出血性大腸菌感染症（O-157 等）	症状が改善し、医師により感染の恐れがないと認められたら可
急性出血性結膜炎	医師による許可があれば可
感染性胃腸炎・細菌性胃腸炎（ロタ・ノロ・アデノウイルス等）	嘔吐が落ち着いて水分が摂れる、かつ、下痢が落ち着いたら可
マイコプラズマ感染症	抗菌薬を内服していれば可
RS ウィルス ヒトメタニューモウイルス	症状が落ち着いていれば可
突発性発疹	医師による許可があれば可
帯状疱疹	症状が軽快し、すべての発疹が痂皮化したら利用可
手足口病	発症後 1 日目から ※嘔吐や下痢等の脱水症状がないこと
細菌性髄膜炎	受け入れ不可
りんご病（伝染性紅斑）	希望があれば利用可
水いぼ（伝染性軟属腫）	発症時から利用可
とびひ（伝染性膿痂疹）	発症時から利用可